

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
平成19年度業務実績評価調書

平成20年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成19年度計画			
<p>I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 組織運営の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務や組織のあり方について継続的に点検を行い、機動的に見直しを行う ①法人の権限及び責任の明確化、透明性及び自主性の向上等に対応した組織の整備 ②社会経済情勢の変化に対し機動的に対応できる組織の整備 	<p>I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 組織運営の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要最小限の組織として設置した総務部、経理部、企画部、関西業務部の4部により、組織運営の効率化に努める。 	4	<p>設立3年目になることから、業務実態に的確に対応するため、組織の見直し等を図り、必要最小限度の組織で効率的な組織運営に努力している。</p>	<p>組織の効率化を進めていく中で、広報業務の重要性に十分留意を図って行うべきである。</p>
<p>2 業務リスクの管理</p> <p>①会社との協定の締結に当たっては、金利、交通量、経済動向等の見通しについて最新の知見に基づき検討し、適正な品質や管理水準の確保を前提に、高速道路の新設等の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けることとなる債務の限度額等を定める。</p>	<p>2 業務リスクの管理</p> <p>—</p>	—		
<p>②債務返済の見通しについて定量的に把握することを通じて適切な債務の残高の管理に努める。社会経済情勢の変化に対応して協定を変更する必要があるとき又は業務等の適正かつ円滑な実施に支障が生ずるおそれがある場合、必要に応じて協定を変更。</p>	<p>①同左</p>	3	<p>償還計画を踏まえつつ、金利動向、交通量等について定期的に確認・分析を行っている。また、大阪府道大和川線の都市計画変更に伴い、協定及び業務実施計画を変更した。</p>	

項 目		評定 結果	評定理由	意見
中期計画	平成19年度計画			
③債務返済に係る借換資金の安定的確保や金利コストの低減のため、調達が多様化など、適切な措置を講ずる。	②同左	4	将来の借り換えに伴う金利上昇リスク軽減のため、多様な年限の政府保証債及び財投機関債を発行するなどにより、債務返済の確実性を高める取り組みを行い、償還計画の調達コスト3.00%に対し、平成19年度の調達資金の平均利率は1.82%と計画された数値を相当程度に上回る実績を達成した。	
3 業務コストの縮減 ・外部委託の活用等により業務運営全体の効率化を推進するとともに、安定的に低利での資金調達を行うことにより業務コストを可能な限り縮減。 ・一般管理費については、平成21年度に平成17年度年間換算額と比較して4%を上回る削減。	3 業務コストの縮減 ・同左。 ・一般管理費については、平成17年度年間換算額と比較して2%を上回る削減。	3	資金・経理業務の集約化、人材派遣の活用等により、業務運営の効率化を図っている。 また、多様な年限の財投機関債を発行するなど、安定的に低利での資金調達により、業務コストを縮減している。	
4 積極的な情報公開 ①財務内容の公開 ・財務諸表等を積極的に公開。セグメント情報について可能な限り詳細に示す。 ・債券説明書をホームページに掲載。	4 積極的な情報公開 ①財務内容の公開 ・財務諸表等を公開。セグメント情報もホームページに掲載。 ・同左	3	財務諸表等とともに、債務返済状況、セグメント情報、高速道路の収支状況等の高速道路事業関連情報を積極的に公開している。 また、財投機関債を発行する都度、債権説明書をホームページに掲載した。	セグメント情報等、投資家が必要とする情報を公開しており、今後も、機構として、より積極的な公開を期待したい。
②資産の保有及び貸付状況の公開 ・道路資産の内容について、国民に提供できる環境を整備。	②資産の保有及び貸付状況の公開 ・ホームページで公開している「道路資産の保有及び貸付状況」を更新。	3	「道路資産の保有及び貸付状況」（総括表及び路線別）を状況の変更の都度、更新している。	

項 目		評定 結果	評定理由	意見
中期計画	平成19年度計画			
③債務の返済状況の公開 ・債務返済の計画と実績の対比等の 情報を分析等を含め公表。	③債務の返済状況の公開 ・同左	3	路線網との債務返済の計画と実績の対比 に差異の説明を付して公表している。	
④債務返済の見通しの根拠の公開 ・債務返済の見通し（金利、交通量、 収入、経済動向等）を公表。	—	—		
⑤費用の縮減状況等の公開 ・新設等に関する債務引受額、コス ト縮減額、助成額等を公表。 ・会社が行う管理費用の縮減の内容、 利便性の向上の指標を公表。	④費用の縮減状況等の公開 ・同左 ・同左	3	平成18年度に債務を引き受けた事業単 位ごとの債務引受限度額、債務引受額及び その差額を差異の説明を付して公表してい る。 また、管理コストの計画実績対比、アウ トカム指標の実績等も公表している。	
⑥評価及び監査に関する事項 ・年度業務実績評価、政策評価等につ いて情報提供	⑤評価及び監査に関する事項 ・同左	3	年度業務実績評価調書や会計検査院の直 近の検査報告等について、ホームページで 情報の提供を行っている。	
⑦ホームページ等の充実 ・内容を充実し、価値のある情報の 提供を行う。英語版を公開し、迅 速な更新に努める。 ・平成21年度のアクセス件数を設 立後1年間の件数と比較し10% 以上増加。	⑥ホームページ等の充実 ・内容を充実し、価値のある情報の 提供を行う。英語版も迅速な更新 に努める。	4	機構の審議会等の資料等に加え、会社の 環境報告書や高速道路の開通後の整備効果 等の会社情報へのリンク等を掲載するな ど、内容の充実を図るなど、これまでの取 り組みの検証を行い、特にホームページの トップページを中心に改善に取り組んでい る。 また、英語版ホームページについても更 新を行っている。	今後は、アクセス件数の増加率 のほか、目標値を設定し、目標値 との比較を検討するべきである。

項 目		評定 結果	評定理由	意見
中期計画	平成19年度計画			
⑧業務パンフレット等による広報 ・パンフレット等による情報提供。	⑦業務パンフレット等による広報 ・同左	3	機構の概要や平成18年度決算等パンフレットを作成したほか、これまでホームページ等で開示してきた情報を1冊にまとめたファクトブックを発行し、有識者、地方公共団体、大学図書館、記者会等へ配布し、積極的に情報提供を行っている。	
5 業務評価の実施 ・業務全体について定期的に自己評価を行い、公表。	5 業務評価の実施 ・同左	3	内部統制委員会において、平成19年度業務の自己評価を実施し、結果を公表している。	
II 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け ①道路資産台帳の作成、更新により道路資産の内容を把握。	II 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け ①同左	3	路線ごとに延長、敷地面積等を記載した道路資産台帳・原簿等について、新設等による内容の変更が生じた場合、高速道路会社と連携して内容を確認したうえで更新しており、道路資産の内容を把握している。	
②道路資産の貸付けに当たって、会社が適切に良好な状態に保つよう維持、修繕することを確認。会社と、管理の実施状況について連絡、確認を行うとともに、情報公開に努める。	②管理の実施状況について会社から報告を受ける。高速道路の管理に関する客観的な指標（アウトカム指標）を公表する。	3	管理の実施状況について、会社から報告を受けるとともに、高速道路の現場において実地に確認を行い、客観的な指標（アウトカム指標）等が記載された報告書をホームページで公表している。	

項 目		評定 結果	評定理由	意見
中期計画	平成19年度計画			
<p>2 承継債務及び会社からの引き受けた債務の早期の確実な返済</p> <p>①貸付料は、占用料等と併せて、債務返済費用等を45年以内に償うものとなるよう定める。毎年度の貸付料は、会社の料金収入から管理費を控除した額とし、将来の料金収入や管理費を見通してその計画値で算出。</p>	<p>2 承継債務及び会社からの引き受けた債務の早期の確実な返済</p> <p>—</p>	—		
<p>②債務の管理を適切に実施し、機構の有利子債務残高 37.4 兆円を 33.6 兆円に減少。</p> <p>1) 高速自動車国道及び本州四国連絡高速道路に係るそれぞれの有利子債務残高は、民営化時の承継債務の総額を上回らない。</p> <p>2) 首都高速道路、阪神高速道路及びその他の高速道路に係るそれぞれの有利子債務残高は、民営化時の承継債務の総額を上回らないよう努める。</p> <p>3) 新設、改築等に要する費用に充てるための債務で機構が各会社から引き受ける額は、各会社から徴収する貸付料を充てて返済できる範囲内。</p> <p>4) 全国路線網に属する高速道路にあっては、3会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を試算し、それぞれの返済の達成状況を公表。</p> <p>5) 全国路線網以外の高速道路にあっては、業務実施計画の対象ごとの債務について、各会社から徴収する貸付料による返済の達成状況を公表。</p>	<p>①債務の管理を適切に実施し、有利子債務残高を 34.6 兆円に減少。</p> <p>1) 同左</p> <p>2) 同左</p> <p>3) 業務実施計画の対象となる高速道路ごとの債務（全国路線網に属する高速道路は3会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を試算した額）について、それぞれの返済の達成状況を公表</p>	3	<p>有利子債務残高については、35.2 兆円から計画の 34.6 兆円を下回る 34.4 兆円に減少させ、確実に有利子債務を削減した。</p> <p>高速自動車国道、本州四国連絡高速道路、首都高速道路、阪神高速道路及びその他の高速道路に係る有利子債務残高は、いずれも民営化時の承継債務の総額を下回った。</p> <p>平成 18 年度における業務実施計画の対象となる高速道路ごとの債務（全国路線網に属する高速道路は3会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を試算した額）について、それぞれの返済の達成状況を把握し、公表した。</p>	

項 目		評定 結果	評定理由	意見
中期計画	平成19年度計画			
③貸付料、占用料等の確保及び低利での資金調達等の業務コスト縮減による債務の早期の確実な返済。	②貸付料、占用料等の確保及び低利での資金調達等の業務コスト縮減。	3	低利での円滑な資金調達により、業務コストの縮減に努めている。	
④金利、交通量等の変動を注視し、債務返済の見通しについて定量的に把握することを通じて適切な債務の残高の管理に努める。	③同左	3	金利動向、交通量等について定期的に分析を行い、適切な債務管理に努めている。	
3 会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け ①協定における新設及び改築の債務引受限度額は、供用予定区間を単位として適正額を設定。 ②修繕の債務引受限度額は、修繕時期等を考慮して単位を定め、その単位ごとに適正額を設定。	3 会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け —	—		
③債務引受限度額を見直す場合は、見直し前の額を基準に、算出の基礎となった工事の内容等を考慮し適正額を設定。	①同左	—	(平成19年度における債務引受限度額の見直しなし。)	
④会社から債務を引き受ける際は、対象道路資産に対し、引受額が適正であることを確認。	②同左	3	事業費内訳書等により、引受額が適正に算出されていること及び、引受額と引受限度額との差を確認している。	
⑤道路資産が機構に帰属する場合は、道路資産の内容の確認を適正に実施。	③同左 また、厳正な資産管理体制の確立に関する確認書に基づき、厳正な資産管理を行う。	3	書類、写真等及び実地における立会等により、道路資産の内容を確認し、確認書に基づき作成した資産管理作業マニュアルによる資産管理作業を実施している。 また、棚卸実施マニュアルを作成し、計画的な棚卸し作業を開始した。	

項 目		評定 結果	評定理由	意見
中期計画	平成19年度計画			
<p>4 会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国等と連携した適切な貸付計画の策定。 ・ 財源となる出資金等が交付された場合、遅滞なく会社に対する無利子貸付けを実施。 	<p>4 会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 	3	<p>無利子貸付けの貸付計画及び、無利子貸付金貸付け要綱に基づき、会社に対する無利子貸付けを実施している。</p>	
<p>5 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財源となる補助金が交付された場合、遅滞なく会社に対する無利子貸付けを実施。 	<p>5 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 	3	<p>新潟県中越沖地震に係る災害復旧に係る補助金を受け入れ、遅滞なく東日本高速道路（株）に無利子貸付けを実施した。</p>	
<p>6 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協定において、新設、改築及び修繕に係る費用の会社の経営努力による縮減額の一部を助成する仕組みを定め、適正に運用。 ・ 貸付料の額の固定により、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減が会社業績に反映される仕組みとし、協定の見直しを通じて成果を国民に還元。 	<p>6 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協定に基づき、新設、改築及び修繕に係る費用の会社の経営努力による縮減額の一部を助成する仕組みを適正に運用。 	4	<p>東日本高速道路（株）から修繕工事4件について助成金交付申請があり、助成金を交付した。</p> <p>また、工事の途中段階においても経営努力の内容を認定する方法を新設し、運用を開始した。</p>	

項 目		評定 結果	評定理由	意見
中期計画	平成19年度計画			
7 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務 ・会社等と連携を図り、通行止め等の行政措置を遅滞なく実施。手続きを適正かつ効率的に行うため、会社と協力して情報連絡体制を構築。 ・道路占用等の許可に当たり、制度の適切な運用に努め、事務手続きを継続的に点検し必要に応じ見直し。	7 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務 ・同左。 なお、危険物積載車両の通行の禁止又は制限に関する審議会の審議を行い、首都高速中央環状線山手トンネルにおける通行の禁止、制限を適正に実施。 ・同左	3	24時間常駐の道路監理役による情報連絡体制の下、通行止め等の行政措置を実施している。 高架下等利用審議会を設置して審議を行っている。 危険物積載車両の通行の禁止又は制限に関する審議会の答申を経て、首都高速中央環状線山手トンネルにおける通行の禁止、制限及び一部トンネルにおける水素を燃料とする完成車両を輸送する場合における通行制限の緩和等を実施した。 上信越自動車道におけるのり面不法占用事案について、除却命令を行うなど会社と連携して適切に手続きを実施した。	
8 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務 ・業務の実施に当たり本四会社と連携し、一般旅客定期航路事業等に係る影響の軽減を図る。	—	—		
9 本州四国連絡鉄道施設に係る業務 ①鉄道事業者からの利用料の確実な徴収及び本四会社の協力を得た当該施設の管理。	8 本州四国連絡鉄道施設に係る業務 ①同左	3	鉄道事業者と協定を締結して、利用料を徴収するとともに、本四会社と協定を締結し、鉄道施設の管理を実施している。	
②災害発生時には本四会社の協力を得て速やかな復旧を行う。	②同左	—	(災害の発生なし。)	

項 目		評定 結果	評定理由	意見
中期計画	平成19年度計画			
10 業務遂行に当たっての取組 ①国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進 ・積極的な情報及び意見の交換	9 業務遂行に当たっての取組 ①国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進 ・同左	3	<p>会議等を通じ、各機関との情報及び、意見の交換を行っている。</p> <p>高速道路会社とは、米国橋梁崩落事故・円筒型枠強度試験結果の改ざん等の際に、緊密な情報交換を行ったほか、資産管理作業や不法占用事案への対応等の道路管理者の権限の代行等の業務においても緊密な連携を図った。</p> <p>また、国、東日本高速道路（株）と協力し、三陸縦貫自動車道（鳴瀬奥松島 IC～石巻河南 IC 間）の料金徴収期間満了に伴い、本来道路管理者（国土交通省）への引継ぎ、無料開放を行った。</p>	
②高速道路事業の総合的なコストの縮減 ・協定の締結又は見直しに際し、新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に係るコスト縮減努力が図られるよう工夫。	—	—		
③高速道路の利用促進 ・多様で弾力的な料金施策やインターチェンジの拡充等の利用促進施策の推進を会社に促す。	②高速道路の利用促進 ・同左	3	<p>社会実験に関係したスマートICの整備・運営や料金割引について関係機関と調整を図った。</p> <p>料金収入及び償還計画への影響等を確認し、利用促進のための企画割引を会社が26件実施した。</p> <p>大阪府道高速大和川線の都市計画変更に伴い、協定及び業務実施計画の変更を行った。</p>	<p>料金施策、利用促進策、新たな技術開発、環境施策等を会社に促すため、機構として、今後も積極的な取り組みを期待したい。</p>

項 目		評定 結果	評定理由	意見
中期計画	平成19年度計画			
④高速道路事業に関する新技術の開発等の促進 ・費用の縮減を助長するための仕組みを通じて、会社に新技術の開発等を促す。	③高速道路事業に関する新技術の開発等の促進 ・同左	3	新技術の開発等を一層助長するため、工事途中段階での経営努力の内容を認定する方法を新設し、新技術の開発を促している。	
⑤環境への配慮 ・特定調達物品等の100%調達。 ・会社に対し、高速道路の整備や料金施策等の実施の際、環境に配慮するよう促す。	④環境への配慮 ・同左 ・同左	3	特定調達物品等を100%調達している。	
⑥危機管理 ・高速道路の供用に重大な影響を与える事態の発生時、会社及び関係行政機関と協力して迅速かつ確かな情報収集等を行う。 ・会社等と連携し、当該事態を想定した訓練を年1回以上実施、機構独自の非常時参集訓練等を適宜実施。	⑤危機管理 ・同左 ・同左	3	新潟県中越沖地震、台風9号等による被災時に会社と連携し、情報の収集を行った。 高速道路会社と連携した防災訓練を実施するとともに、非常時参集や安否確認訓練を実施した。 首都直下型地震による被災を想定し、通行止め等の道路管理者権限の代行に係る業務を関西業務部で代行するための防災訓練を実施した。	
Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 1 財務体質の強化 ①協定の締結又は見直しに当たっては、金利、交通量等の見通しを最新のデータ及び手法を用いて適切に把握し社会経済情勢の変化等に適切に対応。	Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 1 財務体質の強化 —	—		
②貸付料について、協定締結時及び業務実施計画認可時に適正性の審査を厳格に行う。業務活動による収入の確保を図る。	①確実に貸付料を収受するなど、業務活動による収入の確保を図る。	3	協定に基づき貸付料の収受を確実にを行い、収入の確保を図っている。	

項 目		評定 結果	評定理由	意見
中期計画	平成19年度計画			
③調達資金に係る金利コストの低減 及び徹底した業務コストの縮減に より債務返済以外の支出を抑制。	②同左	3	低利での資金調達等による業務コストの 縮減を行い、債務返済以外の支出を抑制し ている。	
2 予算 ・中期計画参照 3 収支計画 ・中期計画参照 4 資金計画 ・中期計画参照	2 予算 ・年度計画参照 3 収支計画 ・年度計画参照 4 資金計画 ・年度計画参照	3	予算の範囲内で業務が執行されている。 なお、平成 19年度の契約状況について は、 ・一般競争入札（22 件、総額 232 百万円、 1 件あたり平均落札率 85.4%） ・随意契約（少額随意契約 167 件、総額 24 百万円、少額随意契約以外の随意契約 50 件、総額 510 百万円、1 件あたり平 均落札率 97.8%。契約事務取扱規程第 22 条に基づいて実施。） ・企画競争（22 件、総額 2,094 百万円、 1 件あたり平均落札率 98.7%） となっている。また、これまで随意契約又 は指名競争だったものから一般競争入札へ 移行したものは、不動産登記業務等、計 14 件だった。その他、調査業務 13 件の企画 競争・公募手続の拡大等に取り組んだ。 以上から、平成 19 年度の契約について は、随意契約又は指名競争から一般競争入 札への移行、随意契約の理由等の公表の取 り組みが行われており、調達における契約 については、適切に実施されている。	
IV 短期借入金の限度額 ・単年度9,600億円	IV 短期借入金の限度額 ・9,600億円	—	（平成19年度は該当なし。）	
V 重要な財産を譲渡し、又は担保 に供しようとするときは、その計 画 ・該当なし	V 重要な財産を譲渡し、又は担保 に供しようとするときは、その計 画 ・該当なし	—		

項 目		評定 結果	評定理由	意見
中期計画	平成19年度計画			
VI 剰余金の使途 ・剰余金は予定していない。	VI 剰余金の使途 ・同左	—		
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 ・該当なし 2 人事に関する計画 ①方針 1) 職員の勤務成績及び法人の業務成績の処遇への反映。職員に必要な業務リスク管理等の知識及び能力の養成に努める。 2) 定員の抑制及び人員の適正な配置による業務運営の効率化。	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 ・該当なし 2 人事に関する計画 ①方針 1) 同左 2) 人員の適正な配置による業務運営の効率化。	3	外部機関主催の研修、有識者を招いての講演会の開催、学会等の講演会への役職員の派遣等により、業務に必要な知識及び能力の養成に努めている。 また、業務量等の業務の実態を勘案した人員の適正配置に努めている。	
②人員に関する指標 ・発足時の常勤職員数を90人とし、人員を抑制。	②人員に関する指標 ・常勤職員数は85人を上回らない。	3	常勤職員は、年間を通じて計画の85人を上回らずに業務を実施した。	
③人件費に関する指標 ・平成21年度に平成17年度年間換算額と比較して概ね4%を削減。	③人件費に関する指標 ・平成17年度年間換算額と比較して1%を上回る削減。	3	効率的な組織運営や業務運営を図ることにより、平成17年度年間換算額（実績ベース）に比べ、6.5%の削減を行ったが、当機構のラスパイレス指数は高い数値となっている。その要因は、本指標の算出方法に、勤務地や学歴が考慮されていないことも一因であるが、その要因を勘案しても118.1と高い水準にある。	

項 目		評定 結果	評定理由	意見
中期計画	平成19年度計画			
④給与体系の見直し ・給与体系の見直し	④給与体系の見直し ・同左	3	国家公務員の給与構造改革等を踏まえ、 本給表の水準の引き下げ及び地域手当の改 定を実施した。	

<記入要領>・項目ごとの「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」欄に理由を記入する。

- 5点：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。
- 4点：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。
- 3点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
- 2点：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。
- 1点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。
- ・5点をつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする。
- ・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

極めて順調	順調	概ね順調	要努力	評価理由
	○			各項目の合計点数＝112 項目数（36）×3＝108 下記公式＝104%

＜記入要領＞

- ・個別項目の認定結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に○を記入する。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が120%以上である場合には、「極めて順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が100%以上120%未満である場合には、「順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が80%以上100%未満である場合には、「概ね順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が80%未満である場合には、「要努力」とする。
- ・但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

総合評価

（法人の業務の実績）

中期計画の達成に向けた平成19年度計画の実施状況に係る総合評価は順調と考えられる。

平成19年度における、機構の主な業務実績は以下のとおり。

- ・一般管理費や金利コストが計画を下回ったこと、債務引受額の累計が計画を下回ったことなどから、平成19年度末時点における有利子債務残高を34.4兆円に減少させた（計画34.6兆円）。
- ・政府保証債、財投機関債の超長期債の発行に努め、平成19年度の調達資金の平均利率は1.82%となり、償還計画において設定している調達コスト3.00%を下回り、将来の借り換えに伴う金利上昇リスクを軽減して債務返済の確実性を高めた。
- ・適正かつ効率的な業務運営を図るため、経理・資金業務の集約化等の組織体制の見直し、人件費を含む一般管理費の削減等による業務コストの縮減に努めるとともに、「随意契約見直し計画」の策定を行い、契約手続きのより一層の適正化を図った。
- ・会社の経営努力による高速道路の新設等に要する費用の縮減を助長するため、東日本高速道路（株）からの新工法の採用による費用の縮減に対し、助成金を交付した。さらに、会社による費用縮減を一層助長するため、工事の途中段階においても、その都度経営努力の内容を認定する方法を定めた。
- ・高速道路資産が適切に維持、修繕されるよう、管理の実施状況を確認し、その状況を公表した。また、道路占用許可等の道路管理者権限を適正に行わせるため「高架下利用等審議会」を開催したほか、水底トンネル等における通行の禁止・制限を適正に行うため「水底トンネル等における危険物積載車両の通行の禁止又は制限に関する審議会」を開催し、首都高速中央環状線山手トンネルにおける通行の禁止、制限の方針決定を行い、公示及び周知を行った。
- ・債務返済状況、セグメント情報、高速道路の収支状況等の機構の財務状況に関するより詳細な情報を公開するとともに、これまで開示してきた情報を一冊にまとめた「高速道路機構ファクトブック」を引き続き発行する等、情報公開に積極的に取り組んだ。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- ・高速道路会社による高速道路の新設等に要する費用の縮減、料金施策等の利用促進策、新たな技術開発、環境施策等を促すため、機構として引き続き積極的な取り組みを期待したい。
- ・「随意契約見直し計画」の趣旨を踏まえ、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等を採用し、引き続き、随意契約の適正化の推進に努める必要がある。
- ・給与水準が国家公務員と比べて高いものとなっているところであり、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、適材適所の人員配置を進める等、引き続き改善の努力を求めたい。
- ・情報公開にあたっては、今後も、国民の理解と支持を得ていくため、利用者にとって価値のある情報をわかりやすく提供する等、公開内容の充実を図り、より積極的な公開を期待したい。

（その他推奨事例等）

特になし